

介護サービス事業者の更新申請の手続きについて

○ 指定の更新制度とは

- ・ 平成18年4月の介護保険法の改正により更新制度が創設され、介護サービス事業者の指定について、原則6年ごとに更新が必要とされています。
- ・ また、更新の申請は、指定の更新予定日の14日前までに行うこととされています。
- ・ 更新を行わない場合、有効期間の経過により指定の効力を失うことになります。

○ 対象となる事業者

- ・ 指定を受けている全ての介護保険事業所。
- ・ ただし、次のみなし指定事業所については、更新手続きは不要です。

※更新手続き不要なみなし指定事業所（一般の指定を受けている事業所は更新必要）

保険医療機関	(介護予防) 訪問看護・(介護予防) 訪問リハビリテーション (介護予防) 通所リハビリテーション・(介護予防) 居宅療養管理指導
保険薬局	(介護予防) 居宅療養管理指導

○ 指定の有効期間

- ・ 指定の有効期間は、指定日から6年を経過する日までとなります。
- ・ 指定の効力を引き続き有効にするためには、有効期間の満了日までに更新手続きを行わなければなりません。（指定更新書類の提出期限は、更新予定日の14日前までです。）

※「有効期間の満了日」は、「指定を受けた日」に相当する日の前日となります。
(例) 指定を受けた日が令和6年4月1日の場合、有効期間の満了日は令和12年3月31日となります。

○ 更新に当たっての注意事項

- ・ 休止中の事業所については、指定の更新は受けられません。
- ・ 複数の事業所において同じ事業所番号を使用している場合であっても、事業所ごとに更新申請が必要となります。
- ・ 有効期間満了日までに更新申請がないと、指定の更新は受けられません。
- ・ 更新の欠格事由に該当する場合は、指定の更新は受けられません。
- ・ 以下に該当する事業所は、指定の更新ができない場合があります。
 - ①改善勧告に対し是正改善を行わなかった事業者
 - ②改善命令及び効力の停止等の行政処分を受けた事業者(ただし、更新時点までに改善され、その後適正な運営が図られている事業者については、この限りではありません。)
- ・ 変更届を提出していないため、更新申請書と内容が異なる場合は、事前に変更届を提出してください。
- ・ 更新申請書の提出後、更新までの間に申請内容に変更があった場合は、速やかに変更する内容を申請窓口まで連絡するとともに、指示に従い書類の再提出をしてください。
- ・ 申請書類等を審査した結果、指定が更新される事業者に対しては、「更新指令書」を交付(郵送)します。

○ 申請書類

- ・ 次の更新申請書類をサービス事業所ごとに、更新予定日（有効期間の満了日の翌日）の14日前までに提出してください。

① 指定更新申請書 (様式第一号 (二))

② 付表

③ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (標準様式1)

[更新予定日から4週間の勤務形態]

(例) 指定有効期限 **3月31日** の場合は **4月1日** が更新予定日となりますので、その更新予定日から4週間の勤務形態(予定)を添付します。

④ 誓約書※ (標準様式6)

⑤ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (特定福祉用具販売事業所除く)

[更新を受ける日の属する月の体制]

※ ④誓約書について別事業所の更新申請書に原本を添付している場合には、原本の写しでも可能です。